

## 第2 消防体制

## 第2 消 防 体 制

### 1 消防組織

令和4年4月1日現在における消防組織の現況は以下のとおりである。

消 防 本 部			
消防本部数	消防署数	出張所数	消防吏員数
27	64	127	8,642

消 防 団		
消防団数	分団数	消防団員数
64	620	13,542

埼玉県63市町村のうち、単独市町で14市町が消防本部を設置、48市町村が一部事務組合により13消防本部を設置、1町が事務委託で常備化されている。

消防吏員は、8,642人で前年比40人増加している。

消防団は、64消防団あり、消防団員は13,542人で前年に比べ221人減少している。

### 2 消防施設等

消防施設とは、市町村または消防機関が公共の用に供するために設置する消火栓、防火水槽、消防自動車、消防署などをいう。

令和4年4月1日現在、消防水利については、消火栓、防火水槽及び井戸が116,028基設置され、その他の指定水利が1,805箇所となっている。

また、県内消防本部及び消防団で保有する消防自動車等は、2,357台となっている。

市町村等は、国が示す「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を指針とし、消防施設の計画的な整備を図っている。